

[事案 21-34] 失効取消請求

- ・平成 21 年 7 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 15 日 裁定終了

< 事案の概要 >

貸付限度額超過部分の支払いを行わなかったことにより、事前通知がないまま契約が失効したことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 2 年に終身保険に加入、口座振替の方法により月払保険料を支払い契約を継続してきたが、契約者貸付(平成 5 年)の残余の返済がなく、保険料未払いのため、貸付限度額超過になったとして、平成 21 年 1 月 30 日付でいきなり失効通知が保険会社から届いた。事前に通知があれば支払っていた。仕方なく、復活手続きをとったが断わられてしまった。貸付限度額を超過したことを通知せず、いきなり失効させることは不当であり、失効をなかつたことにして、元の契約に戻して欲しい。

< 保険会社の主張 >

本件保険契約につきなされた失効は適法なものであり、申立人の請求に応ずることは出来ない。

(1) 平成 20 年 10 月 25 日時点において、契約者貸付元利金合計額及び保険料立替元利金合計額が、本件保険契約の解約払戻金額内で算定される貸付可能額を超えるに至っていた。

そのため、弊社は本件保険契約の失効に先立ち、同 20 年 10 月 25 日付「契約貸付金返済のご案内」を申立人に郵送している。当該文書には、所定金額を返済しない場合においては、契約が失効する旨記載されており、情報提供に欠けるところはない。

(2) 担当職員は、上記「契約貸付金返済のご案内」について、注意喚起のための十分な情報を記載した「訪問のお知らせ」を申立人宅の郵便受けに投函している。

(3) 申立人には、過去に平成 20 年 4 月 26 日作成の「契約貸付金返済のご案内」に対し、所定金額を返済し、失効を防いでいる実績があり、申立人は失効に関する十分な知識を有していた。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社提出の書類等に基づき検討した結果、下記理由により、申立人の主張を認めることは出来ず、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 生命保険契約における契約者貸付制度はその時々の保険契約上の解約払戻金を担保とするものであり、担保である払戻金額の一定範囲内ではいつ返済しても良いのであるが、担保金額を超えた場合には、返済金額及び返済期限を定めて通知し、これが期限までに返済されない場合には保険契約自体が失効するものであり、この約款規定は民法上の履行遅滞の場合の期限を定めた催告と契約の解除の規定に従ったものと理解できるので、当該約款は法律上有効である。

実際に通知される書面を見ても、返済金額(金額の根拠も記載)及び返済期限(1 ヶ月以上の期間があり、相当と判断できる)を明示し、かつ失効の予告がなされており、これらの通知がなされたのであれば、約款規定に従って生命保険契約が効力を失うこととなっても、法律上の問題は生じない。

(2) 本件において、約款に定める通知がなされたか否かについては、保険会社のかかる通知は、文書自体定型的なものであり、かつ、コンピューターにより管理され、一定の要件がそろった場合には自動的に送付されるものであるから、そこに懈怠や恣意が混入することは通常ありえない。もっとも人的ミスにより、送付先が登録されない等の不具合が生ずることもあり

うるが、本件においては過去にも一部の返済がなされているなどの事実から考えて、発送漏れがあったとは推測できない。また現在の郵便事情等から考えても、郵便物が発送されたが到達しなかったということは考え難い。

従って、かかるシステムから考えて、約款所定の通知は到達しているものと推測するのが合理的であり、これを覆すに足りる証拠はない。

(3) 以上のとおりであるので、保険会社の担当者が訪問及び電話連絡をしたか否か（口頭の催告の有無は失効が有効であるか否かの判断には影響を及ぼさない）を判断するまでもなく、申立人の主張は認めることができない。